

大洲総合運動公園管理運営業務仕様書

大分県

大洲総合運動公園管理運営業務仕様書目次

1 主要公園施設	1
2 大洲総合運動公園における管理運営の基本方針	1、2
(1) 運動公園の機能	
(2) 管理運営に関する基本的な考え方	
3 指定管理者が行う業務	2
(1) 運動公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務	
(2) 運動公園の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務	
(3) 運動公園の利用促進に関する業務	
(4) 管理運営に付属する業務	
(5) その他運動公園の管理運営に必要な業務	
4 運動公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務の基準	3
(1) 清掃業務	3
(2) 電気・機械設備等の保守管理業務	4
(3) 警備業務	4
(4) 植栽の維持管理業務	5
(5) 施設整備維持補修業務	6
5 運動公園利用の受付、案内に関する業務及び 運動公園の利用の許可に関する業務の基準	6
(1) 施設等貸出業務	6
(2) 案内業務	7
(3) 行為許可等の取次事務に関する業務	7
6 運動公園の利用促進に関する業務の基準	8
(1) 広報業務	8
(2) イベント誘致業務	8
(3) その他利用促進、利用者増への取り組み業務	8
7 管理運営に付属する業務	8
(1) 事業計画書の作成	8
(2) 事業報告書の作成	8
(3) 毎月業務報告書の提出	8
(4) 事業評価	8
(5) 関係機関との連絡調整	8
(6) 予算関係等資料の作成	9

(7) 指定期間終了後の引継	9
8 その他運動公園の管理運営に必要な業務の基準	9
(1) 個人情報保護義務	
(2) 監査	
(3) 指定管理業務期間の前に行う業務	
(4) 保険への加入	
9 協定事項	9、10
(1) 包括協定に含まれる内容	
(2) 年度協定の内容	
添付書類	10

大洲総合運動公園の管理運営業務仕様書

本書は、「大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の管理に関する基本協定書」を補完するものであり、大洲総合運動公園（以下「運動公園」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、大分県が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものである。

1 主要公園施設

（1）土地 公園敷地 15.6ha

（2）建物（運動施設）

ア 硬式野球場（敷地面積 35,500 m²、建築面積 11,642 m²、両翼 100m、中堅 122m、ナイター照明灯 6基、スコアボード 等）

イ 軟式野球場（敷地面積 9,700 m²、両翼 80m、中堅 90m、ナイター照明灯 6基 等）

ウ 庭球場（敷地面積 9,317 m²、全天候型ハードコート 6面、オムニコート 5面、管理棟、照明灯 等）

エ 弓道場（敷地面積 近的 1,283 m²、遠的 2,000 m²、控室、管理棟、照明灯 等）

オ 多目的広場（敷地面積 8,040 m²（120m×67m）、クレー、照明施設等）

カ ゲートボール場（敷地面積 1,100 m²、クレー 2面 等）

キ みんなの広場（敷地面積 6,330 m²）

（3）構造物

芝生広場、園路、サンクガーデン、中央ロータリー、駐車場（7箇所、駐車可能台数 868 台）、屋外便所（10箇所）、水飲み場、花壇（サンクガーデン、中央ロータリー、南入口）、照明灯（園路広場、テニスコート、軟式野球場、硬式野球場、多目的広場）、フェンス、電気キュービクル、U字側溝、公園用椅子、階段、擁壁、サイン

（4）備品等 各施設に付随する備品類、用具等

2 運動公園における管理運営の基本方針

（1）運動公園の機能

運動公園は、県民の健康と体力維持増進を図り、健康で文化的な生活の向上に資するため設置された、スポーツ・レクリエーション活動施設である。

（2）管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、運動公園を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ア 県民の健康と体力維持増進を図り、健康で文化的な生活の向上に資するという設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- イ その他業務の遂行に関する法律や条例等の内容を十分に理解して、管理運営を行うこと。
- ウ 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- オ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- カ 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- キ 利用者の安全確保に十分配慮すること。
- ク 地域に密着した施設として、地域住民やNPO等と協働して管理運営を行うこと。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 運動公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - ア 清掃業務
 - イ 電気設備等の保守管理業務
 - ウ 警備業務
 - エ 植栽の維持管理（除草、草刈り、樹木剪定及び害虫駆除等）に関する業務
 - オ 公園設備の軽微な補修業務
- (2) 運動公園利用の受付、案内に関する業務及び運動公園の利用の許可に関する業務
 - ア 施設等貸出業務
 - イ 案内業務
 - ウ 行為許可等の取次事務に関する業務
- (3) 運動公園の利用促進に関する業務
 - ア 利用促進及びスポーツの振興に関する業務
- (4) 管理運営に付属する業務
 - ア 事業計画書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 事業評価
 - エ 関係機関との連絡調整
 - オ 予算関係等資料の作成
 - カ 指定期間終了後の引継
- (5) その他運動公園の管理運営に必要な業務

4 運動公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務の基準

各業務において作成した書類は、管理用記録書類として保管する。保存期間は5年とする。

(1) 清掃業務

指定管理者は運動公園を快適な環境で利用者に提供できるよう、環境美化に努めること。

ア 対象施設概要

- ① 硬式野球場
- ② 軟式野球場
- ③ 庭球場
- ④ 弓道場
- ⑤ 多目的広場
- ⑥ ゲートボール場
- ⑦ 園路

イ 業務の内容

① 園路等清掃業務

落ち葉集め、ゴミ収集等良好な環境を確保するため、次のとおり清掃を行うこと。ただし、この基準は作業の目安を示したもので、汚れの著しい場合には、隨時必要な管理作業を行い、常に最適な状態を維持するものとする。

i) 園路 週2回以上

ii) 多目的広場、ゲートボール場、みんなの広場 適宜

② 便所清掃業務

週2回以上水洗い等の清掃を行い、清潔な状態に保つこと。なお、便所に係る消耗品取り替えも含みます。

i) 便所数 42箇所

(設置場所は別紙参照)

③ 廃棄物処理業務

収集したゴミ及びゴミ箱のゴミは、大分市内の産業廃棄物処理場まで搬入するものとする。

i) ゴミ集積場 1箇所

ii) ゴミ搬出回数 4月～10月 毎週2回（月曜日と金曜日）

11月～3月 毎週1回（月曜日）

④ 建物清掃

対象となる施設について、次のとおり掃き掃除・拭き掃除を行うこと。

ただし、この基準は作業の目安を示したもので、汚れの著しい場合は、隨時必要な管理作業を行い、常に最適な状態を維持するものとする。

i) 硬式野球場 週3回以上

ii) 庭球場、弓道場 週1回以上

iii) 軟式野球場 適時

ウ 業務の実施

業務の実施に伴い適用を受ける関係法令及びこれらに基づく基準等を遵守し、善良なる管理者の注意義務を持って、業務を実施すること。

(2) 電気設備等の保守管理業務

指定管理者は運動公園を安全かつ良好な環境で利用者に提供できるよう、日常点検を行い、現状を維持していくこと。また、施設の保守に努めるとともに、建築物の設備等の不具合（軽微なものを除く）を発見した場合は速やかに県に連絡すること。

ア 業務内容及び保守対象設備の範囲

業務は次の区分により行うものとする。

- i) 設備の運転、監視及び日常点検業務（軽微な営繕業務を含む）
- ii) 設備の定期点検、測定、整備業務

イ 対象設備

管理対象となる主な設備は、別表1のとおりである。

ウ 業務の実施

業務の実施にあたり関係法令を遵守し、別表に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施すること。

- ・電気事業法 　・労働安全衛生法 　・建築基準法 　・高圧ガス保安法
- ・消防法 　　・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・大気汚染防止法 　・水道法 　・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等

(3) 警備業務

警備方法は、機械警備及び巡回警備とし、火災、盗難を警戒するとともに火災予防もしくは初期消火に努めるとともに、火災や盗難などの発生に対しては施設管理者、消防機関、県警に通報する。

ア 警備の対象となる建物等

- ① 硬式野球場
- ② 庭球場
- ③ 弓道場

イ 個別業務の内容

- ① 冷暖房器具、電気器具等の使用の始末及び点検等火災の予防
- ② 火災の早期発見と初期消火
- ③ 消火用設備機材等の点検と確認
- ④ 危険物の持ち込み制限と規制
- ⑤ 危険禁止行為の取り締まりと違反者の排除
- ⑥ 緊急事態発生時の際の消防署との連絡通報
- ⑦ 休園日及び夜間など職員不在時の緊急事態発生時の際の運動公園担当職員への連絡通報
- ⑧ 緊急時の一時的応急措置
- ⑨ 盗難の予防と不審者等の排除
- ⑩ 事故発生における警察署への通報と現場保存

- ⑪ 機械警備中の異常感知の際、至急現場に立ち入り原因追及を行う
- ⑫ 時間外訪問者、残留者及び電報等の応対等
- ⑬ 照明の消灯等点検処置
- ⑭ 土足禁止等の点検指導等
- ⑮ その他防災及び防犯のために必要な業務

ウ 警備体制

① 機械警備

防火監視 24時間

防犯監視 時間外・休園日

② 巡回警備

1回目 20:00～22:00頃

(防火、防犯及び各施設の施錠)

2回目 5:00～7:00頃

(防火、防犯及び各施設の解錠)

(4) 植栽の維持管理業務

ア 業務の対象となる施設

- ① 硬式野球場グラウンド
- ② 硬式野球場スタンド
- ③ 軟式野球場グラウンド
- ④ テニスコート（A・B）コート内スタンド
- ⑤ 弓道場
- ⑥ 多目的広場
- ⑦ 上記以外の公園施設

イ 維持管理内容

別表2「維持管理業務作業表」及び以下に示す留意点による。ただし、この基準は作業の目安を示したもので、傷みの著しい場合には、隨時必要な管理作業を行い、常に最適な状態を維持するものとする。

① 基準・使用法の遵守

薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第28号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法を遵守し、人畜の安全及び薬害に十分注意すること。

② 周知徹底

薬剤を使用する作業を実施する場合は事前にその旨公園利用者に周知徹底させなければならない。また、周知の方法は薬剤散布場所に看板等を設置等することによる。

③ 使用農薬

使用農薬は、原則として農薬取締法により登録認定されたもので、必要に応じ、官公立の農林試験場またはこれに準ずる機関が行う所定の試験に合格

したものとする。

ただし、同法に基づき作物残留性農薬、土壤残留性農薬もしくは水質汚濁性農薬として指定された農薬又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める毒物もしくは特定毒物に該当する農薬は、使用してはならない。

（5）施設設備維持補修業務

運動公園の利用に支障をきたさないよう、施設の小規模な修繕、営繕業務を行うこと。

ア 指定管理者が行う修繕

修繕は、大規模なもの及び定期的なものについては、県が作成した計画に基づいて実施するが、小規模なもの、突発的なものについては、指定管理者が委託料の中に定める修繕費（消費税込み）を予定しており、指定管理者はその範囲内で以下により必要な修繕を行う。

- ① 見積額1件が50万円以下のものについては、指定管理者の責任で実施する。
- ② 見積額1件が50万円を超えるものについては、県と協議する。
- ③ 硬式野球場と軟式野球場のグラウンド整備（表層土打起し）を年に1回行う。
- ④ 修繕した施設及び設備は全て県に属する。

イ その他

災害等による緊急な大規模修繕については、県と協議して決定することとする。この場合、原則として県の負担とする。

5 運動公園利用の受付、案内に関する業務及び運動公園の利用の許可に関する業務の基準

（1）施設等貸出業務

ア 利用時間及び休館日

大分県都市公園条例施行規則（昭和53年大分県規則第41号、以下「規則」という。）では、有料公園施設の利用日及び利用時間については、別添のとおりであるが、指定管理者は知事の承認を受けて変更できる。（規則第2条第3項）

イ 使用料の徴収

- ① 指定管理者は、大分県会計規則（昭和49年大分県規則第210号）第36条の規定に基づき、県と使用料徴収事務委託契約を締結し、施設及び備品の利用許可に基づく使用料を徴収し、毎月月末までの使用料をまとめて翌月の5日までに県の指定した金融機関に払い込むこと。
- ② 毎月の徴収報告
指定管理者は毎月の徴収状況を翌月の5日までに県に報告すること。
- ③ 使用料の還付が発生した場合には、速やかに手続きを行い、使用者の指定

した口座に還付金を振り込むこと。

ウ 利用の受付、利用の許可・変更

- ① 施設及び備品の利用申込は、原則として先着順に受け付け、その許可に当たっては平等な利用を確保すること。
- ② 県の施策による利用については、①に関わらず優先させるものとし、関係者との調整を行うこと。
- ③ 利用申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。
- ④ 有料の施設及び備品の使用料については、大分県使用料及び手数料条例に定めるところによる。
- ⑤ 利用許可に当たっては、催しの目的が公序良俗に反するものではない等利用上問題がないことを確認した上で許可すること。なお、疑義がある場合は速やかに県と協議すること。
- ⑥ 利用許可に当たって、安全上等必要があると認める場合は条件を付すことができる。
- ⑦ 催しの準備、撤去等の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。
- ⑧ 多数の入場者が予想される場合は、主催者に対して、駐車場を含む交通対策を行うよう指導するとともに、交通対策の責任者を定めるよう求めるこ

～公園内駐車場の専用使用、来場者への案内、公共交通機関を利用した輸送手段の確保等

(2) 案内業務

ア 案内書の作成及び助言

指定管理者は、パンフレット等を作成するとともに利用者に対し必要な助言を行うこと。

イ 問い合わせ及び施設見学

電話での問い合わせや施設見学に対しては適切な対応を行うこと。

ウ 苦情対応

施設の利用その他について、利用者や住民等から苦情があった場合は適切な対応を行うこと。また、軽微なものを除き、その内容を県に報告すること。

エ 設備、備品等の説明

付属設備や備品等については、利用者が円滑に使用できるよう必要な指導、助言等の支援を行うこと。

(3) 行為許可等の取次事務に関する業務

都市公園法、大分県都市公園条例に基づく占用許可や行為許可等の許可行為、使用料の減免及び行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外であり、県が許可を行うが、利用者等から問い合わせや要望があった場合には県公園・生活排水課に取り次ぎを行うこと。

6 運動公園の利用促進に関する業務の基準

(1) 広報業務

指定管理者は施設のPR及び情報提供のため、ホームページの作成・更新、及び施設案内パンフレットの作成、その他必要な媒体を活用して、積極的な広報活動に努めること。

(2) イベント等誘致業務

運動公園の利用者の増加、収入の増加を図るため、指定管理者のネットワークやノウハウを活かし、イベント等の誘致活動に努めること。

(3) その他利用促進、利用者増への取り組み業務

運動公園の利用促進、利用者増に資すると認められる事業等に関しては自由な提案を求める。

7 管理運営に付属する業務

(1) 事業計画書の作成

毎年度2月末日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、県と調整を図ったうえで作成、提出すること。

(2) 事業報告書の作成

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、翌年度の5月末日までに提出すること。

事業報告書の内容は以下のとおりとする。

ア 運動公園の管理業務の実施状況及び利用状況

組織体制、施設利用者数、利用者満足度、施設設備維持管理状況、課題分析と自己評価

イ 管理運営に係る収支報告

(3) 管理運営報告書の提出

指定管理者は、毎月報告書を作成し、翌月の10日までに県に提出すること。

報告書の詳細は別表3「管理運営報告書」のとおりとする。

(4) 事業評価

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記(2)の事業報告書にまとめ、県に提出すること。

(5) 関係機関との連絡調整

指定管理者は、県やスポーツ競技団体等との連絡調整を図ること。

(6) 予算関係等資料の作成

指定管理者は、県から要請があった場合は、予算関係の資料を調製し提出すること。

(7) 指定期間終了後の引継

- ア 指定管理者は指定期間終了後（指定の取り消しの場合を含む）、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
- イ 業務引継の際には、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

8 その他運動公園の管理運営に必要な業務の基準

(1) 個人情報保護義務

指定管理者には、運動公園の管理運営を行うに当たって大分県個人情報法保護条例第11条第2項の規定により、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。個人情報の取扱いの具体的な内容については別表4「機密保持及び個人情報保護に関する事項」のとおりとする。

(2) 監査

大分県監査委員等が大分県の事務を監査するに当たり、必要に応じて指定管理者に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求める場合がある。

(3) 指定管理業務期間の前に行う業務

- ア 協定締結に向けた県との協議
- イ 配置する職員等の確保・研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの事務引継

(4) 保険への加入

指定管理者は募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、必要な範囲で保険等に加入すること。

9 協定事項

県は、募集要項、業務仕様書、質問に対する回答及び指定管理者の提案内容を踏まえた上で、指定管理者と業務内容に関する細目の協議を行った後に協定を締結する。

(1) 協定に含まれる内容

- ア 指定期間
- イ 指定管理者の業務の範囲
- ウ 業務内容の変更や中止等
- エ 指定管理者の責務
- オ 委託料

- カ 使用料の徴収
- キ 個人情報の管理に関する取り扱い
- ク モニタリング及び事業報告に関する事項
- ケ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 引き継ぎに関する事項
- サ 一般的損害に関する賠償責任
- シ 利用に係る不服申し立てに関する取り扱い
- ス 権利義務の譲渡の禁止
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 備品等の管理物件に関する事項
- タ 修繕等の費用負担
- チ 原状回復義務
- ツ 帳簿等の整備
- テ 管理規程等諸規程の整備
- ト 重要事項の変更の届け出
- ナ 事故報告
- ニ その他必要な事項

(2) 年度協定の内容

- ア 業務の仕様
- イ 当該年度の委託料の額
- ウ その他必要な事項

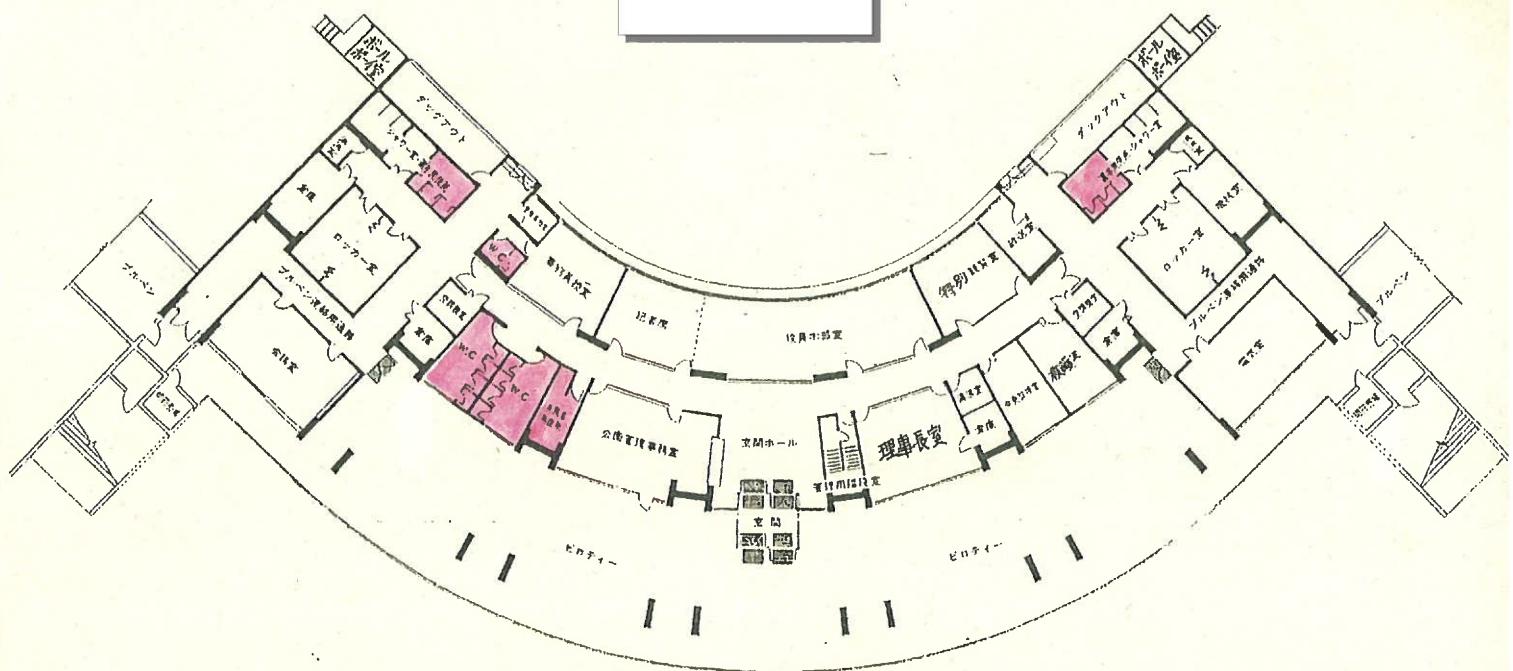
添付書類

- 別表 1 「電気設備等の保守管理業務作業表」
- 別表 2 「維持管理業務作業表」
- 別表 3 「管理運営報告書」
- 別表 4 「機密保持及び個人情報保護に関する事項」

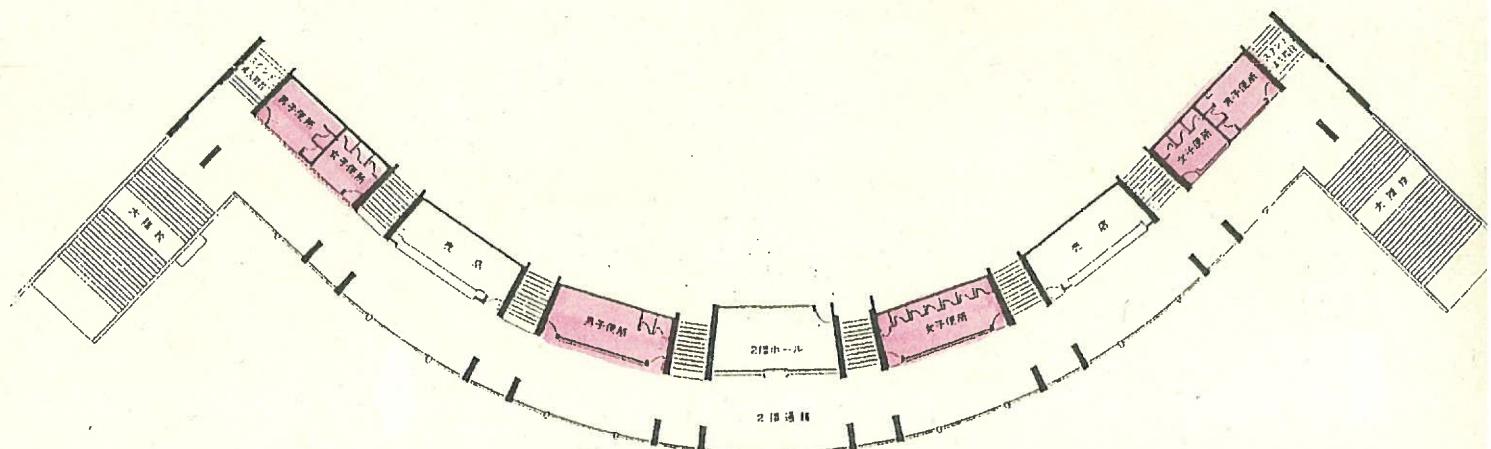
硬式野球場 便所(1・2階)

別紙1

全12箇所



1階平面図

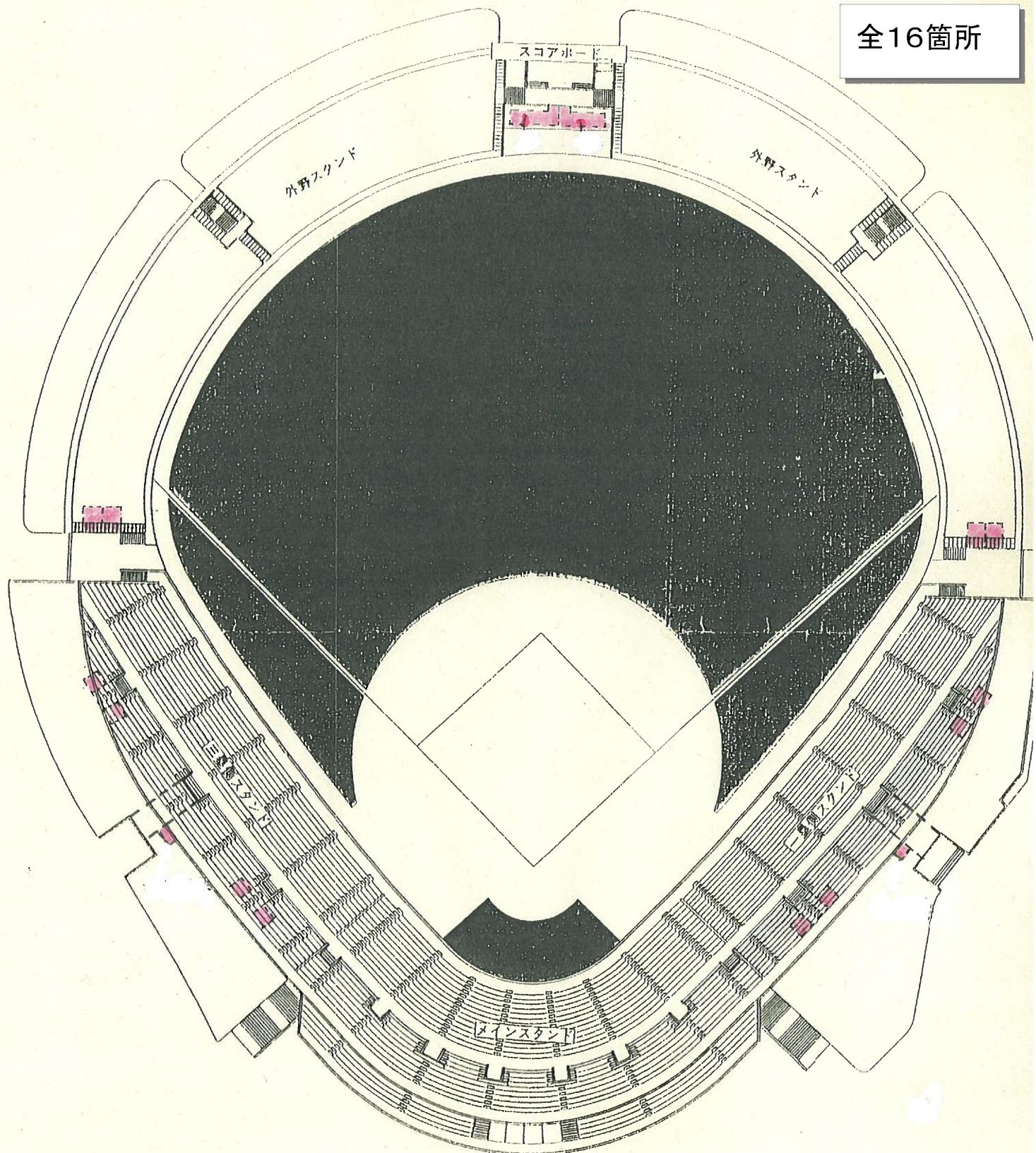


2階平面図

硬式野球場 便所(内・外野スタンド)

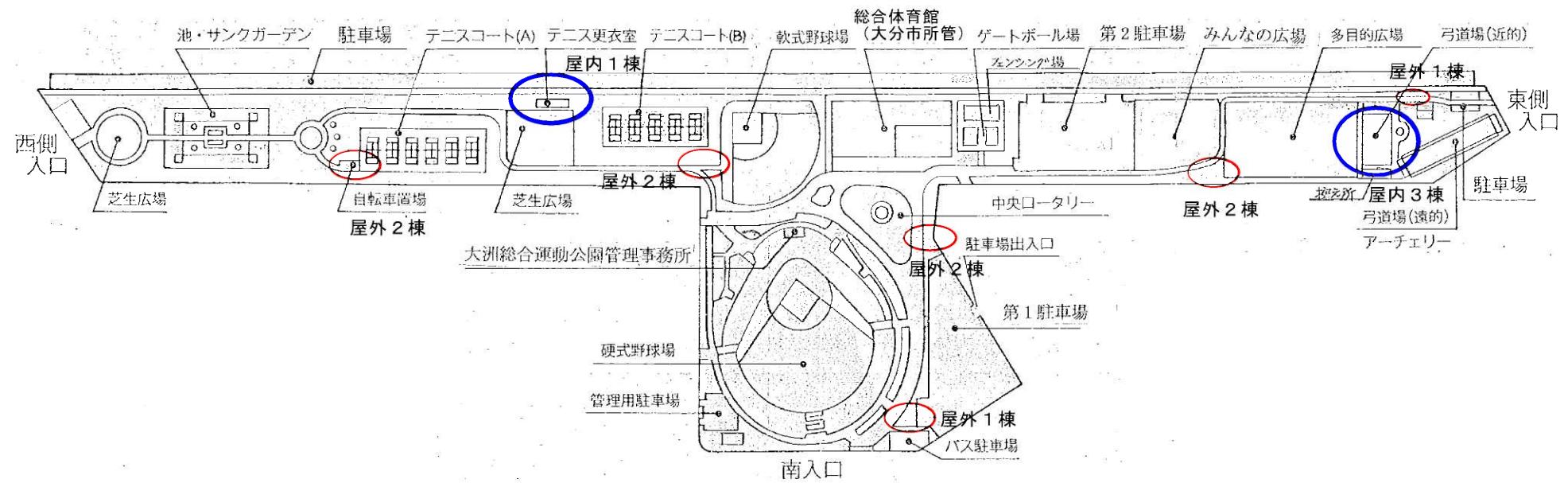
別紙2

全16箇所



その他便所（屋外 10箇所）（屋内 4箇所）

別紙 3



別表1 電気設備等の保守管理業務作業表

箇所	設備名称	点検回数		備考
		回数/年	その他	
硬式野球場	電気設備	1		
	給排水設備	1		
	消防用設備	2		
	ポンプ室	1		
	冷暖房設備	2		
	放送用時計	1		
	絶縁用保護具等	2		
	スコアボード設備	1		
軟式野球場	電気設備	1		
	給排水設備	1		
	放送時計	1		
庭球場	電気設備	1		
	給排水設備	1		
	放送時計	1		
弓道場	電気設備	1		
	給排水設備	1		
	消防用設備	2		
多目的広場	電気設備	1		
上記以外の公園内設備	電気設備	1		
	給排水設備	1		
	放送時計	1		

別表2 維持管理業務作業表①

別表2 維持管理業務作業表②

管理業務	総量	樹木		剪定時期	回数	実施				
		樹木名	本数			①	②	③	④	⑤
剪定	高木 ※1年に1度AとBを交互に剪定 102 本	A	ウバメガシ	119 本	1月	年1回以上				
			ヒイラギモクセイ①	81 本		年1回以上				
		B	ヒイラギモクセイ②	10 本		年1回以上				
			ヤマモモ	16 本		年1回以上				
			カイズカイブキ	25 本		年1回以上				
			ヒイラギ	19 本		年1回以上				
			キンモクセイ	32 本		年1回以上				
	中木 2,121 本		ウバメガシ	339 本		年1回以上				
			サザンカ	901 本		年1回以上				
			モッコク	350 本		年1回以上				
			ヒイラギ	271 本		年1回以上				
			ヒイラギモクセイ	136 本		年1回以上				
害虫駆除	低木 54,009 本		キンモクセイ	49 本	6月	年1回以上				
			サンゴジュ	75 本		年1回以上				
			ヒラドツツジ	22,285 本		年1回以上				
			サツマベニツツジ	800 本		年1回以上				
			サツキツツジ	14,521 本		年1回以上				
			オオバサツキツツジ	183 本	6・8月	年1回以上				
			ナガサキクマノツツジ	196 本		年1回以上				
			ハカタハクツツジ	115 本		年1回以上				
			ドウダンツツジ	1,590 本		年1回以上				
			ツツジ	1,260 本		年1回以上				
樹木施肥	低木 44,109 本		イヌツゲ	123 本	1月	年1回以上				
			マメツゲ	1,747 本		年1回以上				
			アベリア	3,199 本		年2回以上				
			ウバメガシ	25 本		年1回以上				
			モッコク	90 本		年1回以上				
			シシガシラ	1,037 本		年1回以上				
			シャリンバイ	939 本		年1回以上				
			ハマヒサカキ	5,899 本		年1回以上				
			ヤブツバキ	22 本	5月、 1～2月	年2回以上				
			ヤマツバキ	246 本		年2回以上				
害虫駆除	高木 964 本		ツバキ	119 本		年2回以上				
			サクラ	174 本		年1回以上				
			クロガネモチ	76 本		年1回以上				
			ウバメガシ	119 本		年1回以上				
			ホルトノキ	121 本		年1回以上				
			ヤマモモ	87 本		年1回以上				
			サザンカ	901 本	8月	年2回以上				
			ヤマツバキ	8 本		年2回以上				
			ツバキ	123 本		年2回以上				
			サンゴジュ	1,287 本		年2回以上				
			クロガネモチ	3 本		年1回以上				
樹木施肥	中木 3,452 本		ウバメガシ	339 本	1～2月	年1回以上				
			トベラ	441 本		年1回以上				
			モッコク	350 本		年1回以上				
			ヒラドツツジ	22,285 本		年2回以上				
			サツマベニツツジ	800 本		年2回以上				
			サツキツツジ	14,521 本		年2回以上				
			オオバサツキツツジ	183 本		年2回以上				
			ナガサキクマノツツジ	196 本		年2回以上				
			ハカタハクツツジ	115 本		年2回以上				
			ドウダンツツジ	1,590 本		年2回以上				
樹木施肥	低木 8,458 本		ツツジ	1,260 本	6・7月	年2回以上				
			シシガシラ	1,037 本		年2回以上				
			ウバメガシ	25 本		年1回以上				
			モッコク	90 本		年1回以上				
			シシガシラ	1,037 本		年1回以上				
			シャリンバイ	970 本		年1回以上				
			シシガシラ	1,037 本	1～2月	年1回以上				
			ヒラドツツジ	3,748 本		年1回以上				
			サツマベニツツジ	160 本		年1回以上				
			サツキツツジ	2,844 本		年1回以上				
			オオバサツキツツジ	37 本		年1回以上				
樹木施肥	低木 8,458 本		ナガサキクマノツツジ	39 本	2月	年1回以上				
			ハカタハクツツジ	23 本		年1回以上				
			ドウダンツツジ	318 本		年1回以上				
			ツツジ	252 本		年1回以上				

別表2 維持管理業務作業表③

別表2 維持管理業務作業表④

大洲総合運動公園芝生管理

場 所	区 分	数 量	単位	備 考
円 形 広 場	高麗	1,294	m ²	
池. サンクガーデン	高麗	1,768	m ²	
テニスコートA	高麗	507	m ²	
芝 生 広 場 テニスコートB	ティフトン	2,155	m ²	
軟 式 野 球 場	ティフトン	6,700	m ²	
硬 式 野 球 場	高麗・ティフトン	10,167	m ²	野球場グラウンド (ティフトン) 8,700 m ² 外野スタンド (ティフトン) 1,230 m ² 他周辺 (高麗) 237 m ²
中央ロータリー	高麗	77	m ²	
駐 車 場		0	m ²	
ゲートボール場		0	m ²	
多 目 的 広 場		0	m ²	
弓 道 場	高麗・ティフトン	1,928	m ²	弓道場(近的) (高麗) 420 m ² 弓道場(遠的) (高麗) 1,238 m ² 弓道場周辺 (ティフトン) 270 m ²
合 計	高麗・ティフトン	24,596	m ²	高麗 5,541 m ² ティフトン 19,055 m ²

別表2 維持管理業務作業表⑤

樹木剪定本数

樹木名	高木	中木	低木	工期	備 考
ヒラドツツジ			22,285	6月	
サツマベニツツジ			800		
サツキツツジ			14,521		
オオバサツキツツジ			183		
ナガサキクマノツツジ			196		
ハカタハクツツジ			115		
ドウダンツツジ			1,590		
ツツジ			1,260		
イヌツゲ			123		
マメツゲ			1,747		
アベリア			3,199	6・8月	3,199×2回剪定
ウバメガシ	119		339	25	
ヤマモモ		16			硬式野球場正面前10・軟式野球場南東側6
サザンカ			901		
モッコク			350	90	
シシガシラ				1,037	
カイズカイブキ		25			西側ホーバー前駐車場25
シャリンバイ				939	
ハマヒサカキ				5,899	
ヒイラギ		19	271		
ヒイラギモクセイ	81	10	136		
キンモクセイ		32	49		
サンゴジュ			75		軟式野球場北側及び西側
計	200	102	2,121	54,009	
	440本を2か年で実施				

別表2 維持管理業務作業表⑥

樹木害虫駆除本数

樹木名	高木	中木	低木	工期	備 考
サザンカ		901		5月 1~2月	2回散布
ヤブツバキ	22				高木: 387 × 2回
ヤマツバキ	246	8			中木: 1,032 × 2回
ツバキ	119	123			
計	387	1,032	0		
ヒラドツツジ			22,285	6・7月	2回散布
サツマベニツツジ			800		ツツジ類: 40,950 × 2回
サツキツツジ			14,521		シシガシラ: 1,037 × 2回
オオバサツキツツジ			183		サンゴジュ: 1,287 × 2回
ナガサキクマノツツジ			196		
ハカタハクツツジ			115		
ドウダンツツジ			1,590		
ツツジ			1,260		
ツツジ類計			40,950		
シシガシラ			1,037		
サンゴジュ		1,287			
サクラ	174			8月	
クロガネモチ	76	3		1~2月	
ウバメガシ	119	339	25		
ホルトノキ	121				
ヤマモモ	87				
トベラ		441			
モッコク		350	90		
シシガシラ			1,037		
シャリンバイ			970		
計	964	3,452	44,109		

別表2 維持管理業務作業表⑦

樹木施肥本数

樹木名	全体数	工期	備 考
シシガシラ	1,037	2月	毎年度実施
ツツジ類型（合計）	7,421		
ヒラドツツジ	3,748		
サツマベニツツジ	160		
サツキツツジ	2,844		例年ツツジ類 37,104本を 5カ年で実施
オオバサツキツツジ	36		
ナガサキクマノツツジ	40		
ハカタハクツツジ	23		
ドウダンツツジ	318		
ツツジ	252		
計	8,458		

別表 3

大洲総合運動公園管理運営報告書（毎月分）

1 維持管理業務		
項目	内 容（特記事項）	
清掃業務		
電気・機械設備等の保守管理業務		
警備業務		
植栽の維持管理		
施設・設備の維持補修		
2 運動公園の利用状況		
施 設 名	利用者数	使用料
硬式野球場		
軟式野球場		
テニスコート（一般）		
テニスコート（小中高）		
弓道場（和）		
弓道場（洋）		
多目的広場		
合 計		

別表4

機密保持及び個人情報保護に関する事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者（以下「乙」という。）は、機密情報（本業務に基づき県から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して県から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この業務に関して県から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を業務の目的にのみ利用するものとし、指定管理者の期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、県の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5条 乙は、この業務に関して県から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、県の承諾があるときを除き、この業務による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(返却及び破棄)

第7条 乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の履行のために必要がなくなったときには、県の指示に従い、県から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び県から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を直ちに申し返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。なお、県から提供

を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、乙及び県が協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 乙は、機密情報又は個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること
- (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること
- (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること
- (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること
- (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること
- (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること
- (8) バックアップ^⑤を定期的に行い、機密文書及びそのバックアップ^⑤に対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと
- (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること
- (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること

2 乙は、県の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に甲の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 乙及び県は、法令（県の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第10条 乙は、県が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第11条 乙及び県は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。

ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、乙及び県は前項を適用しない。

(従事者への周知)

第12条 乙は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第13条 県は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第14条 乙は、この「機密保持及び個人情報保護に関する事項」に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、県の指示に従うものとする。